

# 第1回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年1月21日(火) 15時30分～16時16分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (9人)

会 長	9 番委員	内 山	正 勝
第一順位職務代理者	8 番委員	円 谷	要
委 員	1 番委員	磯 部	伊 弘
	2 番委員	伊 藤	義 則
	3 番委員	石 井	一 美
	4 番委員	大 野	義 明
	5 番委員	小 沼	孝 雄
	6 番委員	星	重 保
	7 番委員	小 針	久 司

農地利用最適化推進委員 兼 子 孝 昭

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地転用状況確認調査結果報告について

報告第2号 農地法第3条に規定による許可処分取消願出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 令和元年度農用地利用集積計画適否決定について

議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 森 賢 一

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。開会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷職務代理 これより令和2年第1回天栄村農業委員会総会を開会致します。

事務局長 続きまして、内山会長よりご挨拶をお願い致します。

内山会長 (内山会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、内山会長よりよろしくお願い致します。

内山会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、ご協力をよろしくお願い致します。出席、欠席の報告についてですが、本日の出席委員は9名、よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名については、5番の小沼委員、6番の星委員の両名をお願い致します。

それではただいまから議事に入ります。

報告第1号「農地転用状況報告調査結果報告」の件を議題といたします。

農地対策委員会 小針委員長よりご説明願います。

小針委員長 (小針委員長 説明)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手を願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、報告事項なので承認といたします。

(15:38決定)

議長 続いて、報告第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について」の件を議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局 (議案書3ページ～4ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、報告事項なので承認といたします。

(15:42決定)

議長 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題といたします。尚、No.1とNo.2については関連がございますので、一括審議といたします。

事務局より説明を願います。

事務局 (5ページ～7ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。4番 大野委員よりご説明願います。

大野委員 19日にNo.1の■■■■さん、■■■■さんに確認して間違いはないということでした。No.2の■■■■さん、■■■■さんに確認してこちらも間違いはないという事でしたので、ご審議よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑ある方は挙手願います。

石井委員 軽微な面積であります、何か理由がありますか。

事務局長 住宅周りの土地でありまして、■■■■さんの今回購入した土地は自宅の目の前の土地になります。■■■■さんの土地が目の前にあって、その先に■■■■さんの土地があります。非常に使い勝手が悪いので買ってほしいという事で、■■■■さんが引き受けたそうです。■■■■さんも同じで、住宅の近くにある土地で、畑に行くのに他の人の土地を通って行くようになり、使い勝手が悪いという事でこのようになりました。

議長 他に意見・質疑等ございませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:53決定)

議長 続いて、No.3について事務局より説明願います。

事務局 (5ページ、8ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。6番 星委員よりご説明願います。

星委員 この案件は、昨年10月に話しまして何故そのようになったのか聞いた所、■■■■さんと共有地である■■■■さんと■■■■さんで土地を共有しています。■■■■さんと■■■■さんの間で交換という事になりますが、司法書士に聞いた所、それでは通らないそうです。一回差し戻して、■■■■さんと■■■■さん、■■■■さんの共有地を交換するという事が前提になるそうです。書面上の問題で、他に問題はないでしょうということでしたので、皆さんのご審議よろしく願います。

議長 2筆とも共有地でしたか。

星委員 ■■■■さんのお宅は、土地から建物、すべてが共有名義になります。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑ある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:02)

議長 続いて、議案第2号「令和元年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。

No.1について事務局より説明をお願いします。

事務局 (9ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。白子地区の農地利利用最適化推進委員の兼子委員よりご説明願います。

兼子委員 18日に確認して参りました。■■■さんは体調が悪いため良くなればまた作るという事で1年という設定にしたそうです。■■■さんも間違いなく、1年は責任持って作りますという事でした。以上です。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:06決定)

議長 続いてNo.2について事務局より説明をお願いします。

事務局 (9ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。8番 円谷委員よりご説明願います。

円谷委員 担当の人見委員が、都合が悪いという事で私が火曜日に人見委員に確認しました。私が直接確認した案件ではありませんが、担当がしっかり確認しておりますので、問題ないかと思えます。■■■さんの場合は親子関係で再設定になります。よろしくお願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:10決定)

議長 続いて、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (10ページ～11ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 これはどこかに提出するものですか。

事務局 県の農業会議に提出するものです。全国の農業会議の方で、法令を遵守し、議事録を公表するという事は、この中で話あった事を公表するという事で、皆さんに公表するようになります。贈収賄に関連したことは、一切公表していなかったという事でした。そのような事が起きないように、法令に遵守しましょうという事です。

円谷委員 この文面は全国統一ですか。

事務局 全国統一です。

議長 他に意見・質疑等ございませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり可決することに異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありましたので、本案は原案の通り可決し、本日より執行することといたしました。

(16:15決定)

以上を持ちまして、本日提出された案件の議事を終了致しました。

これを持ちまして、議長の席を降りさせていただきます。

ご協力ありがとうございます。

事務局 閉会を円谷職務代理よりよろしく申し上げます。

円谷職務代理 以上を持ちまして、第1回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(16:16終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和2年1月24日

議長

内山正勝



5番委員

小沼孝雄



6番委員

星重保

